

令和7年度

蒲郡市竹島ふ頭等発着

旅客船運航事業社会実験支援

**【募集要領】**

蒲郡市

支援の申請をされる皆様へ

本事業支援については、本市の公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、本市としましても不正行為に対しては厳正に対処しております。

したがって、本事業支援の申請をされる方や申請後に採択が決定し経費の受給をされる方におかれましては、本募集要領を確認し、本事業支援につきまして十分認識された上で申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

## 1 目的

本市は、第五次蒲郡市総合計画において「にぎわいのある”みなど”づくりの推進」として竹島ふ頭周辺の臨海部において、蒲郡駅周辺の市街地と観光施設が集積する竹島周辺とのつながりのある“みなど”の交流拠点として、市民や来訪者の憩いの場となるような、にぎわいのある空間の形成とともに旅客船のある港づくりを推進しております。

本業務支援は、竹島ふ頭等発着の旅客船事業の需要や今後の事業実施の可能性を検討すると共に、事業者が実施する社会実験が今後、事業化されていくよう、その取り組みを支援するものです。

## 2 支援事業者

(1) 本事業支援経費の交付対象となる事業者(以下「支援事業者」といいます。)は、社会実験が採択された場合、事務局請負業者による社会実験の事業化に向けた伴走支援に承諾していただきます。伴走支援内容は、定期的な情報共有、社会実験の基本計画/実施計画への助言、必要に応じた協力者の紹介、社会実験後の事業化に向けた助言等となります。

(2) 支援事業者は、次の全ての要件に該当しない者とします。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 市税の滞納のある者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は当該暴力団の構成員※「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成23年4月1日付蒲郡市長・蒲郡警察署長締結)に基づく排除措置を受けた者

エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体又は当該団体の構成員

## 3 支援事業

本事業支援経費の交付対象となる事業(以下「支援事業」といいます。)は、以下の全ての要件を満たす事業とします。

(1) 竹島ふ頭等の蒲郡市内発着での旅客船を利用する事業であること。

- (2) 支援事業の完了後、竹島ふ頭等蒲郡市内を利用しての事業化を目指す事業であること。
- (3) 令和8年2月末日までに、社会実験の完了が可能なものであること。
- (4) 同一の事業内容で国等の他の補助金等を取得していないこと。
- (5) 既に事業化されている事業でないこと。(ただし社会実験の実施等にとどまっている段階のものは除く。その場合、社会実験からの深化、改善が行われていること。)
- (6) 日本外航客船協会の定めるクルーズの条件に合う旅客船の事業でないもの。
- (7) 公序良俗に反する事業及び公的資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業でないもの。

#### 4 支援事業における留意点

以下の留意点を順守いただきます。

- (1) 支援事業として採択後、機密情報を除き、社会実験の情報や進捗・結果を開示していただきます。
- (2) 社会実験支援事業終了後、事業実績報告書をご提出いただきます。

#### 5 事業対象経費

以下に該当する竹島ふ頭等蒲郡市内までの旅客船の航行費用等を事務局請負業者から支払うものとします。(申請者は本事業以外の経費と明確に区分し、伝票、証拠書類等を保管・整理すること。なお、本事業に直接関係のない経費と判断された場合は支援対象外経費となります。不明点がある場合にはあらかじめ相談の上、適切な経費計上に努めること。)

- (1) 蒲郡までの航行に関する燃料代
- (2) 蒲郡までの航行に関する人件費(人件費等)
- (3) 蒲郡入港に係る綱とり、その他、入港に関する費用
- (4) その他、蒲郡までの航行に関し必要と認められる経費
  - ※ 事業終了後に財産となる支出の計上は不可とします。(備品購入費、施設整備費)
  - ※ 内部で発生する人件費は対象外とします。
  - ※ 経費の算出過程において小数点以下の端数が生じる場合は、国の基準(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)に準じ、原則切り捨てとします。
  - ※ 支援事業採択以前に発生する経費及び事業終了後に発生する経費の計上は不可とします。

#### 6 支援予定事業件数

3件程度

- ※ ただし支援事業件数が予定件数に満たない場合または支援額が本事業予算に満

たない場合は随時申込みを受け付けます。

## 7 支援対象経費

1件あたりの上限額 500千円(消費税および地方消費税を含む)

※ 経費の交付(支払い)は、実績報告書の提出後となりますのでご注意ください。

※ 具体的な額については、本市及び事務局請負業者が検討し、回航にかかる必要費用に応じて減額となる場合があります。(決定される事業費は、支援事業者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではありません。)

## 8 事業期間

交付決定日から令和8年2月末日まで

## 9 事業実績報告

事業実績を報告書としてとりまとめ、提出してください。報告書に記載する事項としては、支援事業の実施内容、課題の整理及び今後の展望、決算報告書等となります。原則として提出は印刷物及び電子データの提出となります。

## 10 申込受付期間

令和7年4月8日(火)から令和7年5月19日(月)午後5時まで【必着】

## 11 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を提出してください。提出は、原則として支援事業者が全ての資料をまとめて提出してください。

※様式は、蒲郡市のホームページからダウンロードできます。

※財務諸表が2期分ない場合は、御相談ください。

- (1) 申請書(様式1)
- (2) 財務諸表(貸借対照表、損益計算書)(直近2期分)
- (3) 会社案内等
- (4) 誓約書(様式2)
- (5) 予算明細書(様式3)
- (5) 補足資料(任意)

### ○申請にあたっての注意点

- ・申請にあたっては、提出書類の不足や記載漏れなどがないよう、提出前に十分にご確認ください。
- ・提出書類は、本支援事業以外には使用しません。
- ・提出書類は、必要に応じて追加説明資料を求めることがあります。
- ・提出書類等は、採択、不採択にかかわらず、原則返却しません。

## 12 応募方法

受付期間内に、提出書類を以下の提出先へ原則電子メールで提出してください。

提出先:蒲郡市建設部みなとみらい課

電話:0533-66-1152

E-mail: minato@city.gamagori.lg.jp

※ 電子メールでの提出が困難な場合は、提出先に事前相談の上、期限までに郵送又は持参してください。

※ 通信トラブルや添付ファイルの容量制限等でメールが受領できない場合も考えられますので、メール送信後、電話でその旨をご連絡くださいますようお願いいたします。

※ ファイルは約5MB までメールに添付できます。それ以上になる場合、分割して送付してください。

## 13 支援事業の選定方法

期限までに提出された書類の内容及び書面による外部委員を含む委員で構成する選考会で、14に示す選定基準の観点から厳正に提案内容を審査した上で、対象事業を選定します。また選定過程において、申請者にヒアリングや追加資料の作成等を依頼する場合があります。なお、審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問合せには応じません。

## 14 支援事業の選定基準

### (1) 業務実施体制等

- ・ 類似業務の実績や旅客船業務において、十分な経験やノウハウを備えているか。

### (2) 事業の新規性、先進性

- ・ 新規性・先進性のある取組みであるか。(※先進的な事業をより評価する。なお、ここでいう新規性・先進性とは本市において本格的な事業化がされていない取組みをいう。)

- ・ 過去に社会実験などを行った事業については事業の深化・改善が認められるか。

### (3) 事業の具体性、実現可能性

- ・ 事業計画(スケジュール等)が適切であり、具体的に記載されているか。
- ・ 社会実験および事業化への目標が適切であり、具体的に記載されているか。

### (4) 事業としての継続性・発展性

- ・ 社会実験終了後、事業化が見込まれるか。(※通年定期は問わず、1年のうち一定期間または一定回数の実施で可。)

- ・ 社会実験および実装の効果検証や課題整理の方法が具体的に記載されているか。効果検証(定量的・定性的な効果のいずれも)の方法は適切に設定されているか。

### (5) 総合評価

- ・ 事業全体の趣旨及び目的が十分理解されているか。
- ・ 全体を通して、旅客船のある港づくり推進への期待ができるか。

#### 15 支援事業の選定通知

採択事業者のみに6月上旬頃に通知いたします。

#### 16 想定スケジュール

令和7年4月7日(月)～5月19日(月)	社会実験事業支援申請受付
5月20日(火)～5月下旬	書類審査・選考
6月上旬頃	交付決定
交付決定～令和8年2月28日(金)	事業期間

#### 17 その他(注意事項)

採択された場合は、事業内容の詳細について蒲郡市と打ち合わせた上で、事業等を実施する者として蒲郡市が別途契約した本事業の事務局請負業者との協力の下に事業を開始するようにしてください。進捗管理、分析、実施報告等に必要な書類等は、蒲郡市が別途契約した本事業の事務局請負業者に従い提出してください。